

白川町告示第 3 2 号

白川農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案及びその理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、白川町に住所を有する者に限り令和 8 年 6 月 2 9 日までに町長に意見書を提出することができる。提出された意見書の趣旨及び当該意見書の処理結果については、当該農業振興地域整備計画を変更した旨の告示のときに併せて告示する。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 8 年 6 月 2 9 日の翌日から起算して 1 5 日以内に町長にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 6 月 1 2 日

白川町長 佐 伯 正 貴

- 1 白川農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由の縦覧期間
自 令和 8 年 6 月 1 2 日
至 令和 8 年 6 月 2 9 日
- 2 白川農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由の縦覧場所
白川町役場 農林課（白川町河岐 1 7 0 5 番地 2）
- 3 白川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出
（1）提出先 白川町役場 農林課
（2）提出方法 書面の持参又は送付による
（3）提出期限 令和 8 年 6 月 2 9 日
- 4 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出
（1）提出先 白川町役場 農林課
（2）提出方法 書面の持参又は送付による
（3）提出期限 令和 8 年 7 月 1 4 日